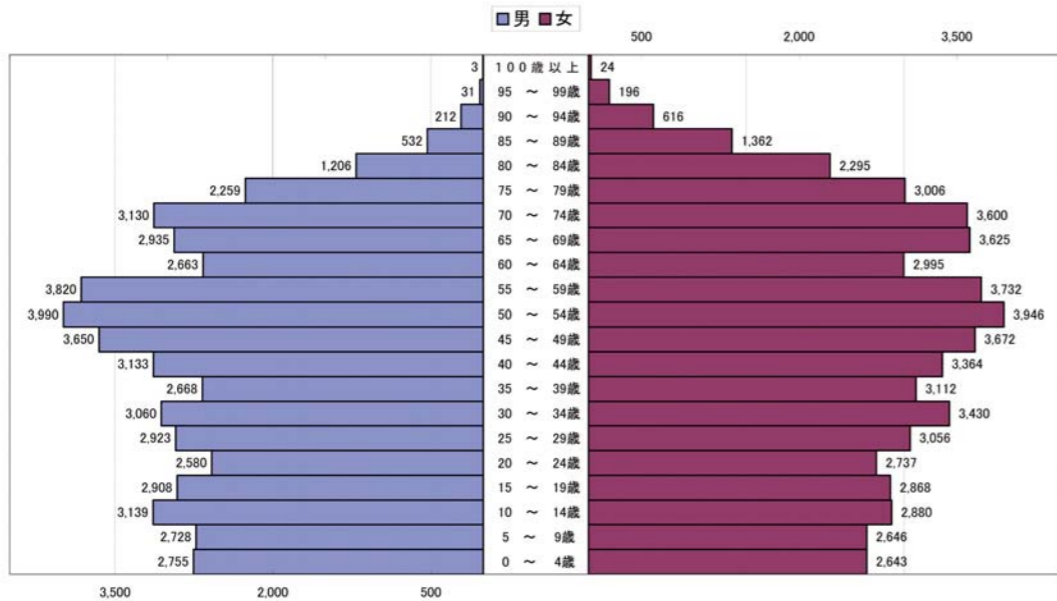


鹿屋市人口ピラミッド（平成17年国勢調査5歳階級別）



男女の人口は、合併前の旧鹿屋市、旧吾平町、旧輝北町、旧串良町の数値を合計したものです。

# 10月1日は国勢調査です

～ニッポンの今を知り、未来をつくるための調査です～

国勢調査へのご理解を！ **2010 国勢調査**



6月1日、平成22年国勢調査鹿屋市実施本部を市役所内に設置しました。この本部で鹿屋市内の国勢調査に関することが円滑に行われるよう準備を進めています。

## ●国勢調査は統計法に基づく調査です

国勢調査は、「統計法」に基づいて実施しているもので、調査対象者は、調査票に記入して提出する義務が課せられています。西暦の末尾が「0」の年に大規模調査、「5」の年に簡易調査が実施されるため、今年は大規模調査になります。

## ●国勢調査の概要

- 調査基準日 10月1日現在で実施します。
- 調査期間 9月23日(木)～10月24日(日)
- 調査項目 20項目(男女の別、出生の年月、就業状態、世帯員の数など)
- 集計結果速報値の公表 平成23年2月予定
- ※詳しい調査結果は、平成23年6月から順次公表されます。

## ●平成22年国勢調査では次の点が改善されました

- ①調査票は、調査員への提出の場合、封入して提出

する方法となります。個人情報保護意識を踏まえ、すべての世帯が封筒に入れて提出する方法となります。

②調査票は、郵送で提出することができます。

■単身世帯・共働き世帯の増加や居住形態の多様化などにより、調査員との面接ができてくれない人のために、郵送による提出も選択できます。

※調査員に提出又は郵送による提出は各世帯が選択します。なお、高齢者や視力の弱い方などについては、従来どおり調査員による聞き取りでの調査も可能です。

## ●調査票の記入内容は厳重に保護されます

「統計法」で、調査従事者には、以下のとおり厳格な守秘義務が課せられていますので、安心してご回答ください。

◆調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。(守秘義務)

◆統計調査の目的以外に、

調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。(利用制限)

◆記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。(適正管理)

## ●調査結果の活用例

- 各種法令に基づく利用(選挙区の改定、法定人口、地方交付税の算出など)
- 行政上の施策への利用(子育て支援策、高齢者福祉対策、防災計画の策定、都市交通計画など)
- 学術研究・企業での利用(将来人口・世帯数の推計、商品開発やサービス需要予測など)



国勢調査は、日本に居住するすべての人を対象とする唯一の全数調査であり、日本の人口・世帯の実態を明らかにするために行われる重要な統計調査です。

国勢調査の結果は、国における政策や将来計画の立案等に活用されますので、正確に回答していただくをお願いします。

9月下旬から調査員がご家庭を訪問しますので、国勢調査のご回答をお願いします。

【問い合わせ】市企画調整課統計班 ☎0994-31-1160